

各位

富岡市企画財務部財政課

前払金についてのお知らせ（平成23年度より）

（1）前払金支払い限度額の撤廃

受注金額が200万円を超える案件については、当初契約金額の4割以内で前金払の請求が可能ですが、工事の安定施工を確保するため、見直しを行い、支払い限度額5,000万円を撤廃しました。

（2）中間前払金制度の導入（建設工事のみ該当）

受注金額が200万円以上かつ工期90日以上 of 建設工事（前払金有りの条件を示している入札案件）であって、次に掲げる条件を全て満たせば、既に受領した前払金に追加して、更に受注金額の2割に相当する金額の範囲内で、前金払（中間前払金）を請求することができます。

【中間前払金請求の条件】

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証する工事。

受注金額が200万円以上かつ 工期が90日以上であること。

工期の2分の1を経過していること。

工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきとされている当該工事に係る作業が行われていること。

既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

【中間前払金の申請方法】

発注者へ「中間前払金認定請求書」を提出します。

発注者から「中間前払金認定通知書」を受領します。

保証会社へ中間前払金保証の保証申込を行います。

保証会社から中間前払金保証証書を受領します。

発注者へ中間前払金保証証書と「前払金(中間)請求書」を提出します。

ただし、中間前払金請求をした場合は、部分払を請求することができなくなります。また先に部分払を請求した場合は、中間前払金の請求をすることができません。（ 選択制で運用いたします。 ）

問合せ先

富岡市企画財務部財政課 契約検査担当

電話 0274-62-1511 内線 1245